

## 天候悪化への対応について

天候悪化の対応について、習志野市教育委員会の指導の下、市内公立小中学校(園)共通で以下の通りとなりますので、お知らせいたします。

### 1 前日までの対応

(1)前日(休日が間に入る場合は休前日)午前9:00までに市教育委員会が校(園)長会と協議を行い、翌日(休日の翌日)の給食の有無について、決定します。

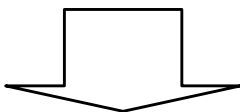
(2)前日正午に市教育委員会が校(園)長会と協議を行い、翌日の対応について決定します。

(3)各家庭への連絡については、以下の方法で行います。

- ①児童生徒を通して文書により連絡します。
- ②前日13:00(午後1時)以降、学校の緊急メールを送信します。  
※休日においては、②のみの対応になります。

《連絡する内容について》

「臨時休業」または、「一部休業(登校時刻の変更)」または、「通常通り」  
および、「給食の有無について」



(当日)

《小学校が臨時休業(休業)・一部休業となった場合》

- ・放課後児童会は、当日8:00(午前8時)開室に向けて準備を行います。  
(放課後児童会の指導員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かります。)
- ・給食がない場合は、弁当持参とします。

※登室する場合は、必ず保護者が付き添ってください。

## 2 当日の朝の対応

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。  
また、前日に「一部休業」又は「通常通り」の連絡があつたにも関わらず、午前6時の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また、習志野市に土砂災害警戒警報が発表されている場合は、自宅待機とします。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、各学校で緊急連絡メールを送信します。  
なお、メールには登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻を記します。
- (3) 午前10時の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は、臨時休業とします。この場合、再度緊急メールと送信し、臨時休業の旨をお伝えします。

## 3 (当日の朝)の登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)～(3)の場合は臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。
- 気象情報(警報等)が発令されているかの確認は、保護者が行ってください。
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合は、「出席停止・忌引」に該当するため、対象児童を遅刻・欠席としません。
- 気象情報(警報等)が発令されている状況において、児童が登校した場合は、保護者と連絡が取れるまで学校でお預かりします。下校させる際は職員が付き添い、安全確保に努めます。

▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。

(習志野市は単独で「二次細分区域」になります。また、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれます。)

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

## 4 給食の対応

臨時休業とまたは、給食中止になった場合の必要な給食費は徴収させていただきますので御了承ください。(給食中止を受けて、食材発注キャンセルができなかった場合など)

## 5 児童の在校時の下校

児童生徒が在校しているときに、警報・注意報が発令されているため、またはそのような事態が予測されるため、下校時刻等を変更しなければならないような場合は、教育委員会と校(園)長会で下校時刻等について協議し、緊急連絡メール等でお知らせいたします。校外学習から帰校後に荒天だった場合も児童の安全が十分に確保されるまで、下校を遅らせるなどの対応をします。その場合も、緊急連絡メール等でお知らせします。